

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和8年1月29日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

処分理由

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うため、規則の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要したので専決処分したものの。

専決第15号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

別紙のように、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、専決処分する。

令和8年1月1日

芦屋市教育長 野村大祐

芦屋市規則第 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年芦屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第18条の2 条例第19条の3の規定による義務教育等教員特別手当の額は、別表第13に定める額に、次に定める校務類型ごとに当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 条例第19条の3第3項第1号 2,000円</p> <p>(2) 条例第19条の3第3項第2号 1,000円</p> <p>2 短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の額は、前項の規定にかかわらず、別表第13に定める額に前項各号に定める額を加算した額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第13 (第18条の2関係)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第18条の2 条例第19条の3の規定による義務教育等教員特別手当の額は、別表第13に定めるとおりとする。</p> <p>2 短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の額は、前項の規定にかかわらず、別表第13に定める額に、その者の1週間当たりの勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第13 (第18条の2関係)</p>

改正後

義務教育等教員特別手当定額表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
1号給から4号給まで	円	1,300	1,400	2,900	3,400	5,100
5号給から8号給まで		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
9号給から12号給まで		1,400	1,700	3,100	3,600	5,300
13号給から16号給まで		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
17号給から20号給まで		1,600	1,800	3,500	3,800	5,500
21号給から24号給まで		1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
25号給から28号給まで		1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
29号給から32号給まで		1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
33号給から36号給まで		1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
37号給から40号給まで		2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
41号給から44号給まで		2,200	2,400	4,100	4,400	5,700
45号給から48号給まで		2,200	2,600	4,200	4,600	

改正前

義務教育等教員特別手当定額表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
1号給から4号給まで	円	5,000	5,400	10,600	12,400	18,700
5号給から8号給まで		5,200	5,700	11,000	12,800	19,000
9号給から12号給まで		5,400	6,000	11,400	13,200	19,400
13号給から16号給まで		5,600	6,300	12,200	13,600	19,600
17号給から20号給まで		5,900	6,600	12,600	14,000	19,900
21号給から24号給まで		6,200	7,000	13,000	14,400	20,200
25号給から28号給まで		6,500	7,300	13,400	14,800	20,300
29号給から32号給まで		6,800	7,600	13,800	15,100	20,400
33号給から36号給まで		7,100	7,900	14,200	15,500	20,500
37号給から40号給まで		7,400	8,300	14,600	15,900	20,600
41号給から44号給まで		7,700	8,900	14,900	16,300	20,700
45号給から48号給まで		8,000	9,300	15,400	16,700	

改正後				改正前				
4 9号給から5 2号給まで	2, 300	2, 600	4, 300	4, 700	8, 300	9, 700	15, 800	17, 100
5 3号給から5 6号給まで	2, 400	2, 800	4, 400	4, 700	8, 600	10, 500	16, 100	17, 400
5 7号給から6 0号給まで	2, 400	3, 000	4, 500	4, 800	8, 800	10, 900	16, 500	17, 700
6 1号給から6 4号給まで	2, 500	3, 200	4, 600	4, 900	9, 100	11, 300	16, 800	18, 000
6 5号給から6 8号給まで	2, 600	3, 300	4, 700	5, 000	9, 400	12, 100	17, 100	18, 300
6 9号給から7 2号給まで	2, 600	3, 400	4, 800	5, 100	9, 700	12, 500	17, 400	18, 500
7 3号給から7 6号給まで	2, 700	3, 500	4, 900	5, 100	9, 900	12, 900	17, 700	18, 700
7 7号給から8 0号給まで	2, 800	3, 700	4, 900	5, 200	10, 200	13, 300	17, 900	18, 900
8 1号給から8 4号給まで	2, 800	3, 800	4, 900	5, 200	10, 400	13, 700	18, 100	19, 100
8 5号給から8 8号給まで	2, 800	3, 800	5, 000	5, 300	10, 600	14, 000	18, 200	19, 200
8 9号給から9 2号給まで	2, 900	3, 900	5, 000	5, 300	10, 800	14, 400	18, 300	19, 300
9 3号給から9 6号給まで	3, 000	4, 000	5, 100	5, 300	11, 000	14, 700	18, 400	19, 400
9 7号給から1 0号給まで	3, 100	4, 100	5, 100	5, 300	11, 200	15, 000	18, 500	19, 500
1 0 1号給から1 0 4号給まで	3, 100	4, 200	5, 100	5, 300	11, 400	15, 400	18, 600	19, 600
1 0 5号給から1	3, 200	4, 300	5, 100		11, 500	15, 700	18, 700	

改正後				改正前			
0	8号給まで			0	8号給まで		
1	09号給から1	3,200	4,400	1	09号給から1	11,600	16,000
1	2号給まで			1	2号給まで		18,800
1	13号給から1	3,200	4,400	1	13号給から1	11,700	16,300
1	6号給まで			1	6号給まで		18,900
1	17号給から1		4,500	1	17号給から1		16,500
2	0号給まで			2	0号給まで		19,000
1	21号給から1		4,600	1	21号給から1		16,800
2	4号給まで			2	4号給まで		
1	25号給から1		4,700	1	25号給から1		17,000
2	8号給まで			2	8号給まで		
1	29号給から1		4,700	1	29号給から1		17,200
3	2号給まで			3	2号給まで		
1	33号給から1		4,700	1	33号給から1		17,400
3	6号給まで			3	6号給まで		
1	37号給から1		4,700	1	37号給から1		17,600
4	0号給まで			4	0号給まで		
1	41号給から1		4,700	1	41号給から1		17,700
4	4号給まで			4	4号給まで		
1	45号給から1		4,800	1	45号給から1		17,800
4	8号給まで			4	8号給まで		
1	49号給から1		4,900	1	49号給から1		17,900
5	2号給まで			5	2号給まで		
1	53号給から1		4,900	1	53号給から1		18,000
5	6号給まで			5	6号給まで		
1	57号給から1		4,900	1	57号給から1		18,100
6	0号給まで			6	0号給まで		
1	61号給から1		5,000	1	61号給から1		18,200
6	4号給まで			6	4号給まで		

改正後		改正前				
165号給から168号給まで	5,000				18,300	
169号給から172号給まで	5,100				18,400	
173号給	5,100				18,500	
定年前再任用短時間勤務職員	2,200	3,100	3,500	8,000	9,700	11,300
						12,800
						16,300

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

参考

(令和8年1月1日改正)

○芦屋市一般職の職員の給与に関する条例

(義務教育等教員特別手当)

第19条の3 義務教育等教員特別手当は、芦屋市立学校(幼稚園を除く。)に勤務する教職員に対して支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,700円を超えない範囲内で職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、並びに当該教職員の校務類型に係る困難性その他の事情を考慮して規則で定める。

3 前項の「校務類型」とは、次に掲げる校務の種類とする。

(1) 学級(小学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担当する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額⁹の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日⁹ -

【附則第1条関係】

第11号議案
参考資料①